第二条の表法第二条第三項第四号に掲げる事業の項を削り、同表法第二条第三項第六号に掲げる事業の項中「第二条第三項第六号」を「第二条第三項第三号」に、「第一条第三項第二号」を「前条第二項第二号」に改め、同表法第二条第三項第七号に掲げる事業の項中「第二条第三項第七号」を「第二条第三項第四号」に改め、同表法第二条第三項第九号に掲げる事業の項を削る。

第五条を削り、第六条を第五条とする。

附則第四項中「第六条」を「第五条」に改める。

附　則

1　この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

2　公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律による改正前の公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第二条第三項第二号から第四号まで、第八号及び第九号に掲げる公害防止対策事業に係る経費のうち平成二十二年度までの予算に係るもので平成二十三年度以降に繰り越されたものについては、この政令による改正前の公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の規定は、なおその効力を有する。

総務大臣　片山　善博
内閣総理大臣　菅　**直人**

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第七十七号

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十六条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第五十四条第二項及び第百四十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「四万六千六百円」を「四万六千五百円」に改める。

第二十三条の表の下欄中「三万五千九百円」を「三万五千八百円」に、「三万三千九百円」を「三万三千八百円」に、「二万五千円」を「二万四千九百円」に、「二万三千円」を「二万二千九百円」に改める。

第二十四条中「六十六万四千円」を「六十五万千円」に改める。

別表第五の下欄中「二千二百七円九十四銭」を「二千五十二円三十四銭」に、「千四百九十三円六十一銭」を「千三百八十八円三十五銭」に、「千三百六十三円七十三銭」を「千二百六十七円六十二銭」に、「千二百九十八円七十九銭」を「千二百七円二十六銭」に、「九百七十四円九銭」を「九百五円四十五銭」に、「百四十四円三十一銭」を「百三十四円十四銭」に改める。

附　則

1　この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

2　平成二十三年三月以前の月分の介護加算額、同月以前の月分の療養手当の額、同年三月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額及び平成二十二年度以前の分の汚染負荷量賦課金については、なお従前の例による。

環境大臣　松本　龍
内閣総理大臣　菅　**直人**

予防接種法施行令及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第七十八号

予防接種法施行令及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十三条第一項及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（予防接種法施行令の一部改正）

第一条　予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「三万五千八百円」を「三万五千七百円」に改め、同項第二号中「三万三千八百円」を「三万三千七百円」に改め、同項第三号中「三万五千八百円」を「三万五千七百円」に改め、同項第四号中「三万三千八百円」を「三万三千七百円」に改め、同条第二項中「三万五千八百円」を「三万五千七百円」に改める。

第十二条第二項中「百五十三万千二百円」を「百五十二万四千円」に、「百二十二万五千二百円」を「百二十二万四百円」に改め、同条第四項中「八十三万七千七百円」を「八十三万六千二百円」に、「五十五万八千五百円」を「五十五万七千四百円」に改める。

第十三条第二項第一号中「四百八十九万七千二百円」を「四百八十七万六千八百円」に改め、同項第二号中「三百九十一万五千六百円」を「三百九十万七千二百円」に改め、同項第三号中「二百九十三万七千六百円」を「二百九十二万六千八百円」に改め、同条第四項中「八十三万七千七百円」を「八十三万六千二百円」に、「五十五万八千五百円」を「五十五万七千四百円」に改める。

第十七条第四項中「四千二百八十万円と」を「四千二百七十万円と」に改め、同項ただし書中「四千二百八十万円」を「四千二百七十万円」に改める。

第二十一条第二項第一号中「二百七十二万四百円」を「二百七十万九千六百円」に改め、同項第二号中「二百十七万五千六百円」を「二百十六万七千二百円」に改める。

第二十四条第五項中「二百三十七万八千四百円」を「二百三十七万円」に改める。

第二十六条第三項第一号中「七百十三万五千二百円」を「七百十一万円」に改める。

（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正）

第二条　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「六万九千八百十円」を「六万九千六百八十円」に改め、同条第二項第一号中「十万四千七百三十円」を「十万四千五百三十円」に、「二万千五百七十円」を「二万千五百円」に改める。